

康德十年一月
滿洲財界事情第一號

滿洲國基本國策大綱の發表

滿洲興業銀行考查誌

2-



滿洲國基本國策大綱の發表

政府は大東亞戰爭勃發一周年記念日たる康徳九年十二月八日滿洲

國基本國策大綱を發表した。

本大綱は今後十年間に於ける施政方策の大綱を中外に闡明したものであるが、施政百般に付國家の意圖を闡示したもので、大東亞戰爭第二年の發足に當り、所謂第二建設に邁進すべき國民の向ふ所を明確にせる、極めて重要意義を有するものである。

我滿洲國は大同元年二月一日建國に當り、建國宣言を發し、又翌大同二年三月一日には滿洲國經濟建設綱要を發し、國策の大道を昭示したのであるが、爾來十年、國運隆々として昂り、國勢緩々として停まる所を知らぬのである。此の時に當り更に今後十年の邁進を策し、新なる構想の下に國策遂行に對する政府の確乎たる決意を表明すべく、本大綱の發表となつたのである。即ち其の序に於て

我滿洲國ハ建國以來茲ニ本年ヲ以テ正二十年ノ歳月ヲ閱セリ國運

ノ隆昌、國勢ノ伸張一ニ帝德ノ下民族相協和シ官民戮力以テ建設ニ挺身セル結果ニ外ナラスト雖モ亦悉ク親邦日本ノ仗義ニ倚ラザルハナシ

長クモ皇帝陛下ニ建國神廟ヲ建テ天照大神ヲ奉祀シ國本ヲ惟神ノ道ニ奠メ親邦ノ天業ヲ奉奠スベキヲ國民ニ諭シ給フ洵ニ感激ニ堪エズ

謹テ帝旨ヲ承ケ國人ヲ舉ゲ國力ヲ盡シテ聖戰完勝ヲ圖ルベク庶政亦此ノ點ニ集中指回スルノ要アルト共ニ他面國力ノ根本ヲ培養シ國勢ノ顯赫的昂揚ヲ期スベキ將來ノ大計ヲ企畫スルハ蓋シ刻下最モ緊要トスルトコロナリ茲ニ時勢ノ變遷ニ即應シ十年ノ治績ニ鑑ミ新ナル構想ノ下、庶政ノ更始一新ヲ期シ今後國政ノ嚮フベキトコロヲ明ニシ依テ以テ官民相共ニ恪守スベキ道ヲ開示スル所以ナリ而シテ以下開示スルトコロハ概ネ今後十年間ニ於ケル施政方策ノ大綱ニシテ緩急其ノ度ニ應ジ之ヲ實施セントスルモ特ニ現下非常

ノ時局ニ照應シ先ヅ以テ北邊鎮護ニ備フルト共ニ大東亞戰爭完遂ニ總力ヲ結集セントス從ツテ國民生活ニ於テ一時ノ隱忍ハ克ク耐ユルトコロナカルベカラス

國民ハ宜シク政府ノ意圖スルトコロヲ證シ益々決意ヲ鞏固ニシ國政運営ニ積極的貢獻ヲ致サンコトヲ切ニ冀望スル次第ナリ

と示されたのである。而して其の根本方針として

一 國體ノ本義ヲ顯揚シ國家概念ヲ涵養シ民族協和以テ國家的團結力ヲ鞏固ナラシメンコトヲ期ス

一 日滿共同防衛ノ本義ニ則リ國防國家體制ヲ確立スルト共ニ國力ヲ大東亞戰爭完遂ニ結集シ進ンデ大東亞共榮圈必成ニ寄與センコトヲ期ス

一 文教ヲ振興シ産業ノ劃期的開發ヲ圖ルト共ニ勤勞興國ノ民風ヲ作興シ以テ民生ヲ同上シ國力ヲ培養充實センコトヲ期ス

との三大綱目を掲げてゐるのである。本大綱は、序、第一章根本方

針、第二章政治綱要、第三章民生綱要、第四章經濟綱要に分けられてゐるが、第二章以下の細目を掲げれば左の通である。

第二章 政治綱要

第一 國體ノ本義頌揚

第二 國防態勢ノ整備

第三 民族協和ノ具現

第四 外政ノ伸張

第五 庶政ノ刷新

第三章 民生綱要

第一 國民ノ鍊成

第二 厚生ノ伸暢

第三 勤勞興國ノ實踐

第四章 經濟綱要

第一 統制方式



- 第二 農 業
- 第三 林業、畜産業及水産業
- 第四 鑛工業
- 第五 配 給
- 第六 價 格
- 第七 金 融
- 第八 交 易
- 第九 交 通
- 第十 通 信
- 第十一 地 水
- 第十二 都邑計畫
- 第十三 科學技術

本大綱は右の如き章項を掲げ、更に細目に分ち廣汎なる内容を有するのであるが、以下經濟綱要の内容に付要點を記述することゝす



る。本章は先づ

我國ノ東亞共榮圈内ニ於テ占ムル地位及其ノ使命ニ鑑ミ日本トノ
綜合的經濟關係ヲ基調トシ産業ノ劃期的開發ニ依ル國防經濟體制
ノ完成ヲ期スルモノトシ特ニ先ヅ基礎的産業ノ開發並ニ交通網ノ
擴充ニ重點ヲ指同スルモノトス
と前提シ、前掲項目に従ヒ說示を進めてゐる。第一の統制方式に付
ては先づ

經濟ノ機構ハ國防經濟體制ノ完成ヲ目途トシ計畫的統制經濟ノ原
則ヲ以テ之ヲ貫徹スルモノトス
とある。滿洲國は建國以來重要經濟部門には國家的統制を加へ來り、
殊に最近數年來漸次計畫的統制を強化し來つたのであるが、今後も
原則として此の方針を以て貫徹するといふのが、經濟統制の根本理
念として述べられてゐるのである。之は國防經濟體制の完成を期す
る上に於て當然のことであるが、只滿洲經濟に於ては從來の統制經

經方式に付近年若干の批判が行はれつゝあつたので、此の點を明確にせるものと解すべきであらう。即ち統制經濟に付ては原則として從來の方針を以て貫徹するのであるが、之に幾分の考慮が加へらることは次の方策に依つて明かにされる所である。即ち

一 特殊會社ハ特ニ企業ニ對スル國家ノ參畫ガ高度ニ要請セラルル
事業ニノミ限定スルモノトス

二 一業一社主義ハ企業ノ本質上必要已ムヲ得ザルモノヲ除キ之ヲ
採ラザルモノトス

とある點に注目を要する。即ち建國以來「國防的若ハ公共公益的性質ヲ有スル重要事業ハ公營又ハ特殊會社ヲシテ經營セシムルヲ原則トス」とし、特に産業開發五箇年計畫實施後凡ゆる企業に付特殊會社或は準特殊會社が設立せられたのであるが、今後は「特ニ企業ニ對スル國家ノ參畫ガ高度ニ要請セラルル事業ニノミ限定スル」こととなつたのである。其の高度の要請とは如何なる程度であるかは別



として斯る國家の意圖が示されたことは注目し値するものと考へる。次に一業一社であるか、之は既に近年諸炭礦の分離等に現はれてゐる所であつて、斯る方向を採ることは必ずしも新規の感を持つものではないが、建國以來堅持し來つた一業一社主義が部分的には檢討される時代となり、政策としても之を明かにしたことに意義を見出すものである。次に

三 統制ニ對スル官民ノ協力統制トシテ特殊會社及統制團體ノ機能ヲ刷新強化シ行政運営上之ガ合理的活用ヲ圖ルモノトス

四 企業統制ニ付テハ採算性、經營ノ合理化、高能率企業ノ優遇等企業性ノ昂揚ヲ併セ考慮スルモノトス

とあり、四に付ては特殊會社制度或は一業一社主義に依り動もすれば、企業性の萎縮を來すことあるべきに對し「企業性ノ昂揚」を強調したものと見て首肯し得るものである。

五 統制ノ手段及限界ニ付テハ統制ノ效率昂揚ヲ主眼トシ對象ノ商



性質ニ適應シ效果的且彈力性アル構想ヲ加フルモノトス

尙統制ノ方式ニ付テハ地域的又ハ職能的集團ノ利用ヲ考慮シ特

ニ其ノ自淨作用ヲ助長セシムルモノトス

六統制ニ當リテハ量ノ増大ニ偏セズ質ノ向上ニ付特別ノ處置ヲ講

ズルモノトス

として本項を結んでゐる。最後の「量ノ増大」と云ふことは生産増強に對して從來動もすれば量的達成に力を注ぐ結果、質的低下を來す事例が少からずあつたことに再復讐を加ふる意圖が窺はれるのである。

第二農業に付ては

農村振興ニ施策ノ重點ヲ指向スルト共ニ増産ヲ徹底シ以テ自給自

足ノ確立及日支兩國ニ對スル食糧並ニ油料農産物ノ供給基地タル

ノ使命完遂ヲ期スルモノトス

開拓政策ニ付テハ既定方針ニ基キ之ヲ推進スルモノトス



とし、一農業施策の遂行に科学的計畫性の徹底、二農業施策の自
興村への集注、三農業技術指導に付特に第一線係技術指導員の養
成、四農業經營に付逐次畜力及機械刀の使用、日本開拓民の農法改
善、五小作制度の改善、六日本開拓民及國內移民に依る未耕地の開
拓、七治水利水事業の促進、八農産物蒐荷の徹底等を擧げ、更に
九興農合作社ハ之ヲ村單位ニ於ケル農業關係ノ中心體トシテ育成シ
生産指導ニ力ヲ注ガシムルト共ニ其ノ共同事業的及金融機能ノ助
長強化ヲ圖ルモノトス
十農産開發及農業金融ノ圓滑ヲ圖ル爲農業特殊金融機關ノ設立ヲ考
慮スルモノトス
としてゐる。現在興農合作社の機構は縣旗單位となつてゐるのであ
るが、之を村單位に改める意向を明かにされたのであるから、興農
合作社の劃期的再編成と云はねばならぬ。本問題に關し、最近松島
興農合作社理事長は、本年度に於ては元づ五萬餘の興農會の組織を



完了し、十一、十二の兩年に於て之を育成強化すれば、十三年に於ては縣内全興農會の足並の揃つた縣も出来る譯である。斯る縣から村辦事處を合作社に移行せしめ、爾後五箇年中には各縣全部村單位に移行し得ると思ふ、即ち村單位への移行は八年間に軌道に乗り更に二年間に之を育成強化し、十年後に於て村單位合作社を完成し得ると思ふ、右完成の上は現在の縣區單位合作社は聯合會的存在となる旨を述べてゐる。

興農合作社網の擴充強化と共に農業特殊金融機構の設立に付言及されたことは注目に値する。現在滿地に於ける農業金融は興農合作社を中心とする短期營業資金が主流を爲すものであるが、今後は東亞の食糧基地としての農産物の増産上耕地の造成、農機の機械化、役畜の増殖等々を必要とし、之が爲には不動産抵當等の長期金融を必要とする段階に到達したのである。斯る見地から従来より農業金融機構の設立が圖説せられつゝあつた所で、此の點に付考慮する旨

の政府の意圖が明かにされた次第である。

更に十一農事試験機關の増設、十二特用農産物に付技術改善に依る増收、を掲げ農業關係を活んでゐる。

第三林業、畜産業及水産業に於ては一林業に付一森林資源の立地的造成、民間に於ける造林の奨励、二畜産に付防疫の徹底、家畜の増殖、飼料對策の確立、三水産に付國內淡水漁業の開發等を擧げてゐる。

第四鐵工業に付ては一重工業部門、二輕工業部門に分け、一に付ては

重工業、短期的開發ヲ圖ルモノトシ先ヅ專ラ鐵鋼、電力、石炭、輕金屬及非鐵金屬ノ開發ニ最重點ヲ置キ産業ノ將來ニ於ケル飛躍的發展ノ基礎確立ト戰時必需物資ノ需要充足ノ責務達成ヲ期スルト共ニ逐次化學工業機械工業其ノ他完成品工業ノ確立ニ移行スルモノトスとし、鐵鋼業に付ては

鐵鋼業ノ飛躍的開發ヲ具現スルト共ニ特ニ差富リ鐵鋼ノ即效的業
急増産ヲ徹底シ現有設備能力ノ最高率發揮ニ努ムルモノトシ

鐵鋼業ノ經營形態ハ資源處理ニ依ル鑛石採掘一貫作業ヲ基本ト
シ逐次特殊鋼業及副産物利用高級化學工業ヲ加フル綜合的經營形
態ニ進展セシメ

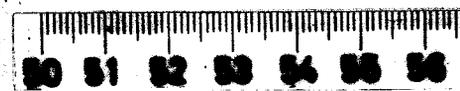
特殊鋼ニ付テハ其ノ適地性ニ基キ之ガ増産ヲ期スルト共ニ併セテ
モリブデン、バナヂウム等ノ積極的開發ヲ促進スル

ことゝなつてゐる。電力に付ては

電氣化學工業ノ躍進的開發ヲ目標トシ先行的ニ水力電源ノ計畫的
開發ヲ行フモノトシ

石炭に付ては

自給自足ノ確立ヲ鐵鋼業ノ開發ニ即應セル粘結炭ノ自給自足並
ニ炭質ノ向上ヲ圖ル爲既開發及未開發ノ優良炭田ノ積極的開發ヲ
行フモノトシ



祖懸炭礦ハ漸次之ヲ整理縮少セシムルト共ニ雜小炭礦ニ付テハ其ノ統制ヲ強化シ

炭礦開發ニ付テハ全面的ニ其ノ機械化ヲ促進徹底シ

炭賃向上ノ爲各種送炭施設ノ擴充ヲ強制スルト共ニ炭賃ニ基クテ合理的價格差ノ設定其ノ他炭賃向上ノ諸方策ヲ講ジ

原料炭ニ付テハ特ニ炭質及品類ノ固定ニ付配給上格別ノ工夫ヲ爲ス

ことが明かにされてゐる。以上鐵鋼業、電刀、石炭の各項に掲げ

られたことは時局の要請上極めて緊要のことであり、又滿洲國の使

命に即して當然實行されねばならぬことであるが、各款項の具體的

方策を明示したことは之等に對する政府の重點的強行意圖を窺ふこ

とが出来るものである。

次に輕金屬に付ては

アルミニウムニ付テハ鑛土頁岩ニ依ル生産ヲ基本トシ必要ニ應ジ

テ一中サイト法ニ依ル生産ヲ併セ遂行スルモノトシ



非鐵金屬に付ては

鉛及亜鉛ノ積極的増産ヲ圖ルト共ニ特ニ銅ノ速急ナル開發ヲ推進スル

ことゝなつてゐる。其の他重工業部門中兵器工業、機械工業、車輛工業、化學工業、製鹽の諸項に付考慮すべき方策等が掲げられてゐる。

輕工業部門に付ては

國內原料ニ依ル加工工業ヲ振興スルト共ニ併セテ需要ノ調整ヲ行ヒ可及的ニ主要消費物資ノ供給自足ヲ確立スルモノトス

輕工業ノ振興ニ當リテハ特ニ國內資本ノ活用ヲ圖ルモノトス

の二項が掲げられてゐるが、此の問題は康徳八年八月政府より對策要綱が發表されて居り、現に着々實行中のものである。今後益此の方面の發達が促進されるものと思はれる。

第五 配給に付ては、從來の自由主義的利潤追求の理念より脱却

し、國家目的に即應する配給義務の遂行に轉換せしむぬことを基調とし、之に關する諸方策が掲げられてゐるが、之は現に進みつゝある方向に向つて更に強力に推進せんとするものである。第六、價格に付ては、價格政策は低物價主義を堅持し、價格は極力低位に安定せしむること從來の方針と異なる所ないのであるが、物價統制、基調ヲ生産原價ノ低減ニ直キ特ニ勞賃昂騰ノ防止ニ努メ併セテ流通過程ニ於ケル経費及利潤ノ適正化ヲ圖ルモノトスとし、生産原價の低減に行

統一原價計算制度ヲ創設スル

對日關係物價ノ原價ニ付テハ合理的比較基礎ニ於テ日本ノ價格水準ト同一ナラシムル如ク考慮スル一筆者註、此の合理的比較基礎に於てといふことは日本の價格を一〇〇とし、滿洲の價格を一六〇とする如き比較基礎に於て水準を同一ならしめるといふのであつて價格を同一ならしめるといふ意ではない。原價契下ニ於テ企業ノ自主的措置ヲ超ユル分野ニ付テハ行政的處直ヲ施スノ外特ニ經濟平衡資金制度ヲ活用スル一筆者註、經濟平衡資金に付ては昨年五月制度が確立せられ着手實行せられつゝあ

る所である。茲に云ふ原價切下とは輸出品に依るものもあり、國內消費物資に依るものもあること、考へらるゝが、物價平準化の爲本制度を活用せんとするものである。

等の諸方策を掲げてゐる。又

配給機關ノ收買價格ハ適正原價主義ニ依リ企業別複數價格ヲ認ム

ルモ販賣價格ニ付テハブール平準制ヲ原則トスル

特定生産物資又ハ主要消費物資ノ販賣價格ニ付テハ國家的見地ニ

基キ複數價格制ヲ採用スル

としてゐる。即ち販賣價格に付ては單一價格制ヲ原則とするが、特定品に付ては複數價格制をも採るといふのである。之は特需と一般民需との二重價格制、日本よりの輸入品と國內生産品との二重價格制等が行はれるのではないかと考へられる。

第七 金融に付ては

- 一 圓元等價主義ヲ阻害スベキ諸凶業ハ之ヲ排除スルモノトス
- 二 國內資金ノ生産部門ヘノ動員及配分ヲ徹底スルト共ニ投機及商業部門ヘノ過當投資ヲ抑制シ浮動購買力ノ吸收ヲ圖ルモノトス
- 三 國債消化及貯蓄獎勵ノ積極化方策ヲ講スルモノトス



四 証券市場及國內金融機關ヲ育成並ニ土著資本ノ活用

ヲ圖ルモノトス

五 中央銀行制度ニ改善ヲ加ヘ其ノ國家的機能ヲ強化スルモノトス
としてゐる。金圓、國幣の等價原則は我國財政、經濟の基調を爲す
もので、之を阻害する諸凶業（例へば物價の不均衡の如き）を萎滅
することは當然で、之に對する充分なる施策を爲す意を明かにせる
ものである。

其の他の金融政策は孰れも適切、適當のものであるが、之等の施
策に行近來の推移を顧みて之か弊説に代へることゝする。

國內資金の生産部門への動員及配分の徹底は現下の金融政策上最
も重要なることは言を俟たぬところである。之に行ては金融機關の
側に於ても最善の注意を要するところであるが、投機及商業部門へ
の適當投資の抑制及流動資金力の吸收即ち一般流動資金に對する借
入の徹底と相俟つて實效を擧げ得るのであつて、此の兩者を一項に

包含した意も茲に存するものと解せらるゝのである。投機資金の抑制に付ては數年來金融機關に於ても嚴に實行中のものであり、商業部門への過當投資も近年來適宜の禁止等に依り抑制の手段が講じられ來つたが、未だ充分とは云ひ難い實情にある。昨年三月臨時資金統制法を改正し（四月より實施）、從來の事業設備資金のみならず流動資金に付ても統制を行ふこととした如きも其の政策の現はれであるが、今般共相の趣を一層確行せねばならぬのである。

浮動購買力の吸收に付ては説くまでもない所である。次に國債消化及貯蓄奨励は金融政策の二大目標として掲げられたことも當然である。國債の消化に付ては我國の現狀は未だ充分とは云ひ難いのであるが、昨年三月臨時法令を以て管庫の每事業年度の利益金中一定額を國債保有積立金として積立てしめ、管庫をして國債を取得せしむる如き施策が採られ、國債消化に關する積極策が進められてゐるのである。貯蓄奨励の面では茲に説くまでもないが、

昨年六月國民貯蓄會の公布等に依り一層強力に推進せられてゐる。証券市場及國內金融機構の育成並に付ては數年來唱導せられ、漸次實現しつつある問題である。然し滿洲に於ては過去に於て兩者共極めて幼稚なる状態にあり、金融機構に付ては數年來改善の跡極めて顕著なるものがあるが、尙相當改善の餘地を存するものと見られるのである。斯る點に付て從來の方針通り推進するものと解せられるのである。土著資本の問題に付ては從來相當論議せられ來つた所である。之が活用には必ずしも容易ではないのであるが、國內金融問題として等閑に附し得ない所である。康徳八年八月、地方產業の振興に關聯して地方資金の活用が政府施策としても公にせられてゐるのであるが、今後一層之を推進することか要請されるのである。

中央銀行制度の改善は昨年十月改正滿洲中央銀行法の公布に依り滿洲中央銀行の改組が行はれ、其の國家的機能を強化すること既

に實施を見つゝある所である。

第八貿易に付ては

對日及對支計畫交易の完遂ヲ圖ルト共ニ其ノ他共榮圈内各地域
及權軸國間トノ貿易ヲ併セ振興スル

とあるのみで一見極めて當然、平易のやうにも感ぜられるが、大
東亞戰爭勃發以來我國貿易の性格は急角度に移換し、從來の對日
依存より脱却し對日苛典に指回せんとしてゐるのである。而して
之が高には鐵鋼、石炭、液體燃料等鐵礦物及農産物の國內増産を
徹底すべきことは勿論であるが、生活必需品に付ても極力對日期
待を差縮することゝなり、之が國內自給自足を目指して進んでゐ
るのである。又大區接壤地域との物資交流に付ては昨春來、鮮、
華、蒙等各地との間に屢次の實談が行はれつゝあつて接壤地域と
の貿易關係は一層緊密化せんとする實狀にあり、之等計畫貿易の
完遂を期することが短項の裡に見出し得るのである。又右には南

方諸地域との交~~は~~に付ての意圖をも含めてゐる點注目さるべきであらう。

其の他各項に付ては解説を省略するが、第九交通に於て、小運送施設の増強、兩河工業地區に於ける産業運河の建設、第十一埋水に於て、遼河水系埋水事業の重點的推進、第十二都邑計畫に於て、既存大都市に於ける人口過剩策中の抑制、疎散、第十三科學技術に於て、科學技術の総合的統制及勸奨統制の確立等が注目せらるゝのである。

本大綱は其の内容に於て必ずしも多くの新規を含むものではない。然し國策の大綱として多くの新規を求める譯のものではないのである。現に採られつゝ、施策を強力に實行することが最も肝要である。而して今回の大綱發表に依り政府の確乎たる方針が示されたことは、施策の實行に付て大なる推進力となるであらう。此の意味に於て今回の大綱發表は極めて重要意義があり、國民は此の政府の大方針を



證し、其の各項の趣旨を玩味し、各機關は勿論、各個人に於ても
之が遂行に萬全を盡すべきであると思ふ。

(康徳一〇二二 谷田部稿)

